

沖縄地区における 景品表示法事件の処理状況 (平成十六年度)

仕事の窓

総務部

BUSINESS REPORT 2

積極的かつ厳正な 事件処理に努める

公

公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を確保する観点から、消費者の関心の高い商品・サービスにおける表示の実態調査を行い、表示の適正化についての取組を関係事業者団体に要請するなどにより、消費者取引の適正化に努めています。また、消費者の適正な選択を妨げる不当表示及び過大な景品提供行為について、違反行為者に対して排除命令を行うほか、関係事業者に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導を、違反につながるおそれがある行為については未然防止を図る観点から注意を行っています。

沖縄総合事務局における平成十六年度の景品表示法違反事件の処理状況は、次のとおりであり、排除命令事案や警告事案を手がけるなど積極的かつ厳正な事件処理に努めました。

1 事件の処理状況

平成十六年度においては、三件の排除命令、五件の警告を行ったほか、表示事件について十一件の注意を行い、計十九件の処理を行いました。景品事件について処理したものはありませんでした。

2 排除命令

【例】公務員採用試験対策講座の試験合格者数等に関する不当表示(平成十七年二月二十五日 排除命令)

公務員採用試験対策講座の受講生募集に関し、新聞に掲載した広告において、自らの公務員試験対策講座を受けて公務員採用試験に合格したとはいえない者を含めていたり、架空の合格率を表示するなどしていた。

3 警告

【例】家庭用塩の原料原産地に関する不当表示(平成十六年七月二十一日 警告)

家庭用塩について、当該商品の容器包装において、例えば、「沖縄の天然海塩」、「沖縄の特産海塩」等と記載し、あたかも、沖縄で採取された海水を用いたものであるかのように表示していたが、実際には、外国産の天日塩を沖縄で採取した海水に溶解するなどして再生加工したものであった。

4 注意

【例】自動車整備業者による車検整備サービス等の不当表示

自動車整備業者A社は、自社が提供する車検整備サービスについて、新聞折り込みチラシにおいて、「軽自動車の車検実績地域N.O.1」と表示していたが、当該表示は明確な根拠に基づいたものではなかった。

また、A社は、自動車用タイヤの販売に当たり、上記と同一の新聞折り込みチラシにおいて、「エコ○○タイヤ」と題して四種類のタイヤの商品名、サイズ等を記載し、あたかも、当該タイヤ四種類すべてが「エコ○○タイヤ」シリーズのものであるかのように表示していたが、実際には「エコ○○タイヤ」シリーズのタイヤは、チラシに掲載された四種類のうち一種類のみであった。

●景品表示法による規制の概要(参考)

<表示>

優良誤認(4条1項1号)

商品・役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

優良誤認に該当する表示か否かを判断するために、事業者に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。当該資料の提出がないときは、当該表示は優良誤認とみなす。

有利誤認(4条1項2号)

商品・役務の価格その他の取引条件についての不当表示

誤認されるおそれのある表示(4条1項3号)

商品・役務の取引に関する事項について誤認されるおそれがある表示であって公正取引委員会が指定するもの

- 1 おとり広告に関する表示
- 2 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- 3 商品の原産国に関する不当な表示
- 4 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- 5 不動産のおとり広告に関する表示
- 6 有料老人ホーム等に関する不当な表示

【問い合わせ先】内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室 電話/098-863-2243
ホームページ <http://www.jftc.go.jp/c-okinawa/>

<景品>

一般懸賞(昭和52年告示3号)

懸賞による取引の価額	景品類限度額	
	最高額	総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る売上予定総額の2%
5,000円以上	10万円	

共同懸賞(昭和52年告示3号)

景品類限度額	
最高額	総額
取引価額にかかわらず30万円	懸賞に係る売上予定総額の3%

総付景品(昭和52年告示5号)

取引価額	景品類の最高額
1,000円未満	100円
1,000円以上	取引価額の1/10

業種別景品告示(4業種)

- 1 新聞業
- 2 雑誌業
- 3 不動産業
- 4 医療用医薬品業・医療機器業及び衛生検査所業